

下水道をご利用される皆様へ

転入や転出の際には、各種届け出とあわせて、下水道の手続きについてもご確認ください。住宅の排水方法（下水道、浄化槽、汲取り）がご不明な場合などは、下記までお問い合わせください。

◆◆ こんなときには手続きが必要です ◆◆

◎世帯全員（ひとり世帯含む）で、朝日町へ転入、朝日町内で転居する場合 … 【開始届】

◎空き家や共同住宅（アパート）に入居する場合 … 【開始届】

◎町外に転出、所有者の死亡などで自宅が空き家になる場合 … 【休止届】

※別宅又は年末年始やお盆、ゴールデンウィーク等に帰省して使用する場合など、年に数回使用する場合は個別にご相談ください。

◎家の所有者が変更となる場合 …新使用者【開始届】 旧使用者【廃止届】

◎使用者（代表者）に変更がある場合 … 【使用者変更届】

◎学生、長期入院などのため、住民登録と実際の世帯人数が異なる場合 … 【世帯人員数申告書】

※申告をしていた方が自宅に戻って来られた場合は、速やかに申告してください。

<下水道使用料金>

下水道使用料金は、毎月1日現在の住民登録人数で算定します。

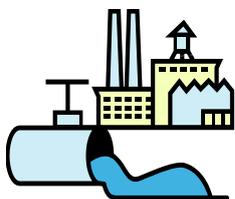
| 一般家庭 | 区分 | 使用料 |
|------|--------------|--------|
| | 基本料金（1世帯あたり） | 1,990円 |
| | 世帯人員割（1人あたり） | 524円 |

<料金のお支払>

口座振替もしくは納税通知書でのお支払をお選びいただけます。

口座振替 … 毎月月末が引き落とし日です。（土日祝日の場合は翌営業日）引き落としができなかった場合は、再引き落としを行います。

納税通知書 … 毎月納入通知書を送付しますので、取扱金融機関の窓口又は役場会計課でお支払ください。



~川や海はみんなの宝物~